

増える消費生活相談

生活 パポロット

が、注文を受けたとしてよく言われて了承してしまった。

アイネスが2013年度の1年間に受け付けた消費生活相談は3878件で、前年度から86件増加しました。

高齢者が契約当事者となる相談が年々増えていて、最も多かったのは電話による勧誘販売でした。特徴的な事例を紹介します。

【事例1】「注文のあった健康食品を送ります」という電話がありました。全く身に覚えがなかったため断ったにもかかわらず断った

【事例2】「有料老人ホーム会員登録の申込書が届いていないか。あれば譲ってほしい」と電話があった。後日、会員登録取得に関するパンフレットと申込書が自宅に届いた。その後、同じような電話がかかってきたので譲るだけなら自宅まで封書を渡すことに応じた。



※最初「パンフレットを譲って」と言われて接触し、後日改めて様々な名目で金銭を要求する手口で

高齢者「電話」に注意

す。

【アドバイス】

自宅にいたことが多し高齢者は、電話勧誘による被害に遭いやすいようです。悪質な業者は高齢者が抱く不安や寂しさを利用し、言葉巧みに誘います。曖昧な返事や相づちを打たず、「要りません」と言って手短かに電話を切りましょう。

話を聞いて不審に思った地域の民生委員からの相談で被害を未然に防いだ実例もあります。1人暮らしの高齢者がトラブルに巻き込まれないように周囲が見守ることも大切です。日頃から家族や友人、近所の方と身近な消費者問題について話し合ったり、声を掛け合ったりしましょう。

電話勧誘の場合、一定期間内なら無条件で契約を解除することができます。クーリングオフ制度が適用されます。除外される場合もあるため、早めに県や住まいるの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話)